

2024年7月吉日
北伊勢上野信用金庫

当座勘定規定の改定について

平素は、北伊勢上野信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、北伊勢上野信用金庫では、払戻請求書による当座勘定からの払戻しの取扱開始に伴い、下記のとおり当座勘定規定を改定いたします。

改定後の規定は、改訂前から当座預金をご契約いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承下さい。

今後とも更なるサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 改定する規定
当座勘定規定
- 改定日
2024年10月1日（火）
- 改定内容
以下のとおり、条文の追加、変更をいたします。

改定後	改訂前
(手形、小切手の支払) 第7条 1. 2 省略 3 当座勘定の払戻しの場合には、小切手または当金庫所定の払戻請求書を使用してください。 4. 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことはできません。	(手形、小切手の支払) 第7条 1. 2 省略 3. 当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。
(印鑑照合等) 第17条 手形、小切手、払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名艦)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 2. 3 省略	(印鑑照合等) 第17条 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名艦)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 2. 3 省略

以上

※本件の問い合わせ先：事務部 059-354-9984